

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長
会議資料

令和8年3月

高齢者支援課

目次

1	地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）について	1
2	介護施設等における防災・減災対策の推進について	6
3	国庫補助により整備した介護施設等の財産処分について	19
4	特別養護老人ホーム等について	22
5	養護老人ホーム・軽費老人ホーム等について	25
6	有料老人ホーム等の適切な運営の推進等について	50
7	高齢者住まいにおける適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について	69
8	高齢者の居住と生活の一体的な支援について	98
9	介護現場の生産性の向上について	103
10	福祉用具・住宅改修について	122
11	介護現場におけるリスクマネジメントについて	136
12	高齢者虐待の防止等について	137
13	介護サービス相談員制度等の推進について	143

(ガイドライン)

「福祉用具サービス計画作成ガイドライン（改定版）」

※https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/report_pdf_2025/r7report_g_full.pdf

(3) 通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて

給付対象となる福祉用具の各種目に本来の機能以外の他の機能が付加されると、給付費の増大につながるものが懸念されるため、「それぞれの機能を有する部分を区分できる場合」は給付対象の種目に該当する部分を給付対象としており、「認知症老人徘徊感知機器」及び「排泄予測支援機器」以外の種目は通信機能を内蔵することはできないとしている。

これまで介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において、既存の種目にGPS等の通信機能を内蔵した場合を給付対象とすることについて検討を行い、関係審議会での意見を踏まえ、追加の調査を行っている。

今後、通信機能を備えた福祉用具の取扱いに関する通知やQ&Aを発出する予定であるため、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等へ広く周知いただくようお願いする。

(4) 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

介護保険における福祉用具対象種目については、専門的な知見に基づいた検討を行う必要があり、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」（7要件）に基づいて、種目・種類の拡充の検討を行っており、介護分野におけるテクノロジーに精通する構成員を追加委嘱する等見直しを行っている。

福祉用具・住宅改修の種目・種類の追加等の提案書や提案のプロセス等について令和7年度老人保健健康増進等事業等において調査を行い、見直しを検討しているところではあるが、見直された後に新たな提案書様式等を厚生労働省ホームページに掲載をしていくので、引き続き各都道府県におかれては管内市町村、福祉用具貸与事業所、関係団体等に加え、産業振興関係部局等とも協力の上、管内の福祉用具製造企業等に周知いただき、新たなテクノロジーを導入した製品の開発支援を後押しいただきたい。

<介護保険対象福祉用具・住宅改修に対する提案について（厚生労働省ホームページ）>

※https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38805.html

(5) 福祉用具の貸与価格の公表や上限価格の設定等について

福祉用具については、平成 30 年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- ・ 国において、商品ごとに全国平均貸与価格を公表、貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1 標準偏差）の設定
- ・ 福祉用具専門相談員は利用者に対して、貸与使用とする商品の特徴や利用料・全国平均貸与価格を説明の上、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示する

等の取組を実施しているところである。

特に、福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、既に上限価格が設定されている商品の見直し頻度は 3 年に 1 度としており、厚生労働省のホームページで公表している。

また、新商品については、3 ヶ月に 1 度の頻度で全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧を公表しているため、福祉用具貸与事業者においては、随時本内容を確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の市町村及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行っていただくようお願いする。

（6）福祉用具に係る事故の情報提供について

令和 3 年 3 月 5 日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」で周知したとおり、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、当課から随時情報提供を行っているところであり、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知をお願いする。

< 事務連絡 >

「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」（令和 3 年 3 月 5 日）

※<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001214092.pdf>

（7）住宅改修について

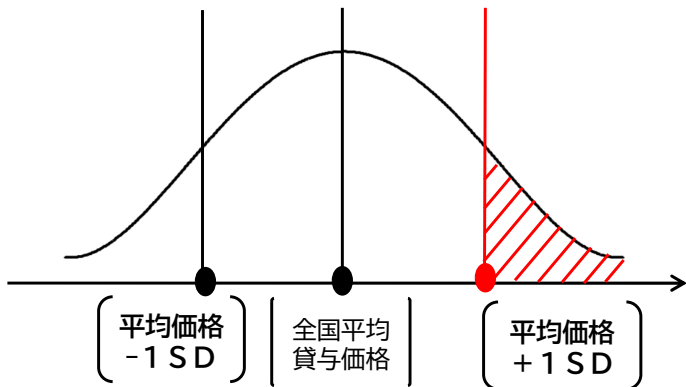
介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。

平成 30 年度には、住宅改修の内容や価格を市町村が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格+1標準偏差（1SD）」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差（1SD）」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ（正規分布）



上限価格が設定されている商品数

○ 4,892商品（令和8年1月1日現在）

直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和7年4月	65(新商品)	令和7年10月
令和7年7月	59(新商品)	令和8年1月
令和7年10月	79(新商品)	令和8年4月
令和8年1月	84(新商品)	令和8年7月